

会議録第53号

第53回（定例）北はりま消防組合議会会議録

令和7年2月26日

開会 午後 2時37分

閉会 午後 3時12分

1 議事日程

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 第1号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議員提出第1号議案 北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 第7 第3号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第9 第5号議案 令和7年度北はりま消防組合一般会計予算
- 第10 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 村岡栄紀君
- 2番 下江一将君
- 3番 大畑一千代君
- 4番 清水俊博君
- 5番 浅田康子君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 中村龍治君
- 8番 足立吉継君

4 説明のため出席した理事者（17名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市市長 高橋晴彦君

多可町長 吉田一四君

西脇市副市長 藤原良規君

消防担当課長

西脇市防災安全課長 山上公平君

加西市政策部防災課長 中島泰秀君

加東市総務財政部参事兼防災課長 長谷田克彦君

多可町生活安全課長 今中大祐君

消防本部

消防長 東田幸策君

消防部長 小西康夫君

警防部長 岩城雅史君

西脇消防署長 森脇浩君

加西消防署長 小林克樹君

加東消防署長 池嶋仁介君

総務課長 神田富弘君

企画財政課長 片岡和仁君

情報管理課長 山下誠明君

5 出席事務局職員（3名）

総務課長 神田富弘君

総務課課長補佐 長瀨央治君

総務課係長 山口令君

○議長（村岡栄紀君） 失礼いたします。

第53回北はりま消防組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますよう、お願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、片山管理者から御挨拶をいただきます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第53回北はりま消防組合議会定例会を開会するに当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに、本定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席いただき、また、日頃から当組合の運営につきましても、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、総務省消防庁から公表されました資料によりますと、令和5年中の全国の救急出動件数は過去最多を記録しております。

当消防組合においても、平成23年の組合発足以降、令和5年中における救急出動件数は過去最多となりましたが、令和6年中も、夏季の熱中症の増加や季節性インフルエンザ等の流行もあり、出動件数は更に増加しております。

このようなことから、救急需要はますます高まり、住民のニーズへの対応が求められる状況となっています。

また、昨年を振り返りますと、元旦に発生した能登半島地震も記憶に新しく、気候変動による集中豪雨、台風等、多様化する災害により、全国各地では甚大な被害も多く発生しています。

そのような中、本年は阪神・淡路大震災から30年の節目に当たります。災害の教訓を継承するとともに、激甚化する自然災害に対処するため、消防防災体制の更なる充実強化を図り、地域住民の方々へ安全と安心を提供できるよう全力で取り組んでまいりたいと存じております。

本日、提案させていただきます案件につきましては、御案内のとおり、補正予算1件、条例改正等4件、当初予算1件、人事案件1件でございます。

慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午後2時37分 開会

開 会 宣 言

ただいまの議員の出席数は8名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたし

ました。

ただいまから、第53回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。総務課長より報告させます。

神田総務課長。

○総務課長（神田富弘君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため、本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の「地方自治法の規定による出席者名簿」のとおりでございます。

次に、監査委員から、定期監査結果報告書及び例月出納検査結果が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で報告を終わります。

○議長（村岡栄紀君） 以上をもちまして、報告は終わります。

日程第1 議席の指定

○議長（村岡栄紀君） これより、日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

昨年11月11日に加東市議会において役員改選があり、大畑一千代議員と中村龍治議員が、組合議会議員に再選出されておられます。

なお、加東市からの通知順を受け、会議規則第3条第1項の規定により議長から指定いたします。

3番に大畑一千代議員、7番に中村龍治議員を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（村岡栄紀君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により議長から指名いたします。

3番、大畑一千代議員、4番、清水俊博議員の両名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村岡栄紀君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 第1号議案

令和6年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第4、第1号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第1号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

提案の主な理由につきましては、令和6年度の各事業費の確定又は執行見込みによるものでございます。

次に、補正予算の内容でございます。補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,569万2,000円を追加し、その総額を28億8,994万8,000円に改めようとするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額につきましては、2ページから5ページにございます「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、6ページにございます「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、高機能消防指令システム部分更新事業に係る経費で、金額は4億6,167万円としております。

第3条は地方債の補正でございます。

高規格救急自動車2台の更新整備並びに高機能消防指令システムの部分更新及び部分更新監理業務委託に係る事業費の確定により、6ページにございます「第3表 地方債補正」のとおり、起債の限度額を変更いたします。

なお、歳入歳出予算補正の詳細な内容につきましては、補正予算説明書の事項別明細書に記載をいたしております。

また、18ページ以降に給与費明細書補正を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上、第1号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これにより、第1号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議員提出第1号議案

北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第5、議員提出第1号議案 北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大畑議員。

○3番（大畑一千代君） 議員提出第1号議案 北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案の要旨を御覧ください。

まず、改正理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、この法律の改正に伴い、当該条例第2条第10項及び第12条第5項中の表中に引用する規定を改めるとともに、現行条例に応じた略称規定等の見直しを図るため、文言の整理を行うものでございます。

施行期日は令和7年4月1日としております。詳細につきましては、本条例の改正後、改正前の表で御確認いただきますようお願いいたします。

以上、議員提出第1号議案 北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

提案者である大畑議員、自席へお戻りください。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

賛成討論はありますか。

これで討論を終わります。

これより議員提出第1号議案、北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例の一

部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第2号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第6、第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、当該条例を制定しようとするものでございます。

制定内容につきましては、第1条で北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、第2条で北はりま消防組合議会個人情報保護に関する条例の一部改正について、第3条で北はりま消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正についてを規定し、それぞれの条例の規定中「懲役」又は「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改めております。

また、附則においては、罰則の適用等に関する経過措置及び北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定しております。

条例の施行期日につきましては、令和7年6月1日から、詳細につきましては、本条例の改正後、改正前の表で御確認いただきますようお願いいたします。

以上、第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありますか。

賛成討論はありますか。

これで、討論を終わります。

これより、第2号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関

する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第3号議案

北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第7、第3号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第3号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

改正理由につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、第1条で北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、同条例第9条第2項において、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、その対象を「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改めております。

また、同条例第17条に介護休暇の対象となる要介護者を定義する文言を加えるとともに、第17条の3及び第17条の4を新たに追加し、第17条の3では、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対する必要な対応等について、第17条の4では、介護両立支援制度等の利用に係る勤務環境の整備に関する措置についてを規定しております。

次に、第2条では北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例第20条第3項において、引用する規定を改めております。

条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日からとし、附則において第1条に規定する改正後の北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による請求についての経過措置を設けております。

詳細につきましては、本条例の改正後、改正前の表で御確認いただきますようお願いい

たします。

以上、第3号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、第3号議案 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第4号議案

北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第8、第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

要旨を御覧ください。

改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正内容ですが、本議案は北はりま消防組合職員の給与に関する条例並びに北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、給料表等の改正を行おうとするもので、施行期日の関係から4条建てでの構成としております。

まず、第1条は、北はりま消防組合職員の給与に関する条例における期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ並びに給料表の改正でございます。

同条例第27条では、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給月数を

年間で0.05月引き上げるため、令和6年12月期の支給月数を1.225月から1.275月に改めております。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給月数については、年間で0.025月引き上げるため、令和6年12月期の支給月数を0.6875月から0.7125月に改めております。

同条例第30条では、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を年間で0.05月引き上げるため、令和6年12月期の支給月数を1.025月から1.075月に改め、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数については年間で0.025月引き上げるため、令和6年12月期の支給月数を0.4875月から0.5125月に改めております。

さらに、改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第4イ公安職俸給表（一）に準じ、別表第1給料表の改正をしております。

次に、第2条は、同じく北はりま消防組合職員の給与に関する条例に基づく各種手当の支給及び給料表について、所要の改正をしております。

まず、同条例第15条に規定する管理職員特別勤務手当については、支給対象となる時間について、「休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」から「週休日等に含まれる時間を除いた午後10時から翌日の午前5時までの間」に改めております。

次に、同条例第16条に規定する扶養手当の支給については、扶養手当の支給対象となる扶養親族から配偶者を除外し、扶養親族たる子に支給する手当の額を月額1万円から1万3,000円に改めるとともに、文言の整理をしております。

また、同条第5項以下に規定する扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関する事項については規則で定めることとし、附則において令和8年3月31日までの経過措置を規定し、当該条例施行後に支給する扶養手当の額について、扶養親族たる子に支給する手当の額を月額1万1,500円、配偶者に支給する手当の額を3,000円としております。

次に、同条例第17条に規定する地域手当については、手当の支給地域が都道府県単位に改められ、兵庫県全域が支給対象となることから、級地区分に応じ、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計に100分の2を乗じて得た月額を地域手当として支給いたします。

次に、同条例第19条に規定する通勤手当については、公共交通機関を利用する職員の通勤手当の支給限度額を15万円に引き上げるとともに、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給することとしております。

次に、同条例第20条で規定する単身赴任手当については、同条第3項において、国又は他の地方公共団体の一般職に属する職員等から、引き続き給料表の適用を受ける職員を対象としていた単身赴任手当について、支給対象を採用時からとする内容に改めておりま

す。

次に、同条例第26条で規定する特定の職員についての適用除外については、同条第2項において任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員への適用が除外されていた扶養手当、地域手当、住居手当の支給について、手当の支給対象を改め、第2項においては任期付短時間勤務職員に適用されない手当として扶養手当・住居手当・単身赴任手当を規定し、第3項として定年前再任用短時間勤務職員に適用されない手当として扶養手当を規定する内容に改めております。

次に、同条例第27条においては、第1条で改正した、令和6年12月期の期末手当の支給月数について、令和7年度において6月期と12月期に案分するため、再任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数を1.275月から1.25月に改め、定年前再任用短時間勤務職員については支給月数を0.7125月から0.7月に改めております。

また、同条例第30条においては、第1条で改正した令和6年12月期の勤勉手当の支給月数について、令和7年度において6月期と12月期に案分するため、定年前再任用短時間勤務職員以外の支給月数を1.075月から1.05月に改め、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を0.5125月から0.5月に改めております。

さらに、当該条例施行後に適用される改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第4イ公安職俸給表(一)に準じ、別表第1給料表の改正をしております。

次に、第3条は、北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第1イ行政職俸給表(一)に準じ、別表の給料表を改正しております。

第4条は、同じく北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例における会計年度職員の給与及び報酬等について所要の改正をしております。

まず、同条例第2条に規定するフルタイム会計年度任用職員の給与に、地域手当及び特殊勤務手当を加え、第5条の2としてフルタイム会計年度任用職員の地域手当の支給について、第6条の2としてフルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の支給についての規定を追加し、それぞれ一般職の給与に準じる内容としております。

また、同条例第14条に規定するパートタイム会計年度任用職員の報酬については、同条第4項に規定する「基準月額」に、地域手当に相当する100分の2を乗じて得た額を加算する内容を加えております。

その他、この条例において必要な文言の整理をするほか、附則第1項から第7項までにおいて、条例の施行期日、適用期日、給与の内払い等について規定しております。

第1条及び第3条の規定については公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用いたします。

第2条、第4条及び附則第5項の規定については、令和7年4月1日を施行期日としております。

詳細につきましては、本条例の改正後、改正前の表で御確認いただきますようお願いいたします。

以上、第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第5号議案

令和7年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第9、第5号議案 令和7年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第5号議案 令和7年度北はりま消防組合一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

令和7年度予算には、車両配置計画及び更新基準に基づく高規格救急自動車2台の更新並びに債務負担行為により令和6年度から2か年での計画としております、救助工作車及び小型動力ポンプ付水槽車の更新整備を行うほか、加西消防署及び加西南、北出張所の照明器具改修工事等を主な事業として、その必要経費を計上いたしております。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億1,892万円に定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページ、3ページにございます「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条地方債は、4ページ第2表に記載のとおり、消防施設整備事業に係る起債の限度

額を3億9,830万円に定めようとするものでございます。

第3条の一時借入金は、借入れの最高額を3,000万円といたします。

当初予算における前年度との比較につきましては、事項別明細書の総括で説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。歳入です。

第1款分担金及び負担金は、7,592万3,000円の増額。第2款使用料及び手数料は73万7,000円の減額。第5款財産収入は8万円の増額。第8款繰越金の増減はございません。第9款諸収入は818万円の増額。第10款組合債は、1,300万円の減額となっております。

次に、歳出です。6ページを御覧ください。

第1款議会費の増減はございません。第2款総務費は286万7,000円の減額。第3款消防費は2,481万4,000円の減額。第4款公債費は1,765万5,000円の減額。第5款予備費の増減はございません。

令和7年度歳入歳出予算の総額では、歳入歳出それぞれ4,533万6,000円の減額となっております。

なお、詳細な内容につきましては予算説明書に記載をいたしております。また、20ページ以降に給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、御参照賜りたく存じます。

以上、第5号議案 令和7年度北はりま消防組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、第5号議案 令和7年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 同意第1号

北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第10、同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組

合議会議員)の選任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番、大畑一千代議員の退席を求めます。

(3番 大畑一千代議員 退場)

○議長(村岡栄紀君) 提出者の説明を求めます。

片山管理者。

○管理者(片山象三君) 同意第1号 北はりま消防組合監査委員(組合議会議員)の選任の件につきまして、御説明を申し上げます。

現在、組合議会議員の監査委員は、加東市から選出いただいております。令和6年11月11日、加東市議会において、役員改選が行われ、北はりま消防組合議会議員として大畑一千代議員と中村龍治議員が再選出されております。つきましては、加東市下鴨川、大畑一千代議員を適任者として再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

人事の案件でございますので、何とぞ満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(村岡栄紀君) 提出者の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村岡栄紀君) 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これより同意第1号 北はりま消防組合監査委員(組合議会議員)の選任の件を採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(村岡栄紀君) 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

本件の採決が終わりましたので、3番、大畑一千代議員の入場を許可いたします。

(3番 大畑一千代議員 入場)

○議長(村岡栄紀君) 以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしました。

これをもって、第53回北はりま消防組合議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村岡栄紀君) 異議なしと認め、第53回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後3時12分 閉会

挨拶

○議長(村岡栄紀君) 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。今期

定例会に付議されました案件につきまして、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。

管理者以下、執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、消防行政の積極的推進と、地域住民の安全安心に御尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第53回北はりま消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼申し上げます。

本日、お諮りいたしました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案のとおりにお決定を賜りました。心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

開会の挨拶でも申し上げましたとおり、北はりま消防は今後も皆様の付託にお応えし、地域の皆様に安全安心が提供できるよう、消防体制の充実強化に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍いただきますことを御祈念申し上げ、今後とも北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村岡栄紀君） 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 村岡栄紀

会議録署名議員 大畑 一千代

会議録署名議員 清水俊博